

2. 事業実績、評価

図表2は介護人派遣事業の利用状況・事業実績に関する担当者の評価である。各市が事業実績として用いているデータは、派遣申込（決定）件数、派遣延世帯数、利用実世帯数、派遣日数、派遣延日数（半日派遣を1日として計算）などそれぞれ異なり、また、市の独自事業として国基準の範囲を超えて実施している政令市はその部分も含めて認識しているため、ヒアリング時にあげられた数字から各政令市を比較することはできない。あくまで担当者の認識と評価であり、その根拠として示された数字である。

なお参考として掲げたのは、各政令市が厚生労働省に提出した平成10年度介護人派遣事業の実施状況を厚生労働省資料から転記したものである。これは国庫補助の基準となる統一された数字である。

介護人派遣事業の利用状況・事業実績について、L市とM市は「多い」「伸びている」という評価であったが、その他の10市は、「安定している」「少し伸びてきている」というコメントはあったものの、総じて「減っている」「少ない」「伸びていない」など制度が十分には利用されていないという評価であった。

図表2 介護人派遣事業の実績、評価

政令指定都市	事業実績、評価	※参考）厚生労働省資料（平成10年度）							
		合計		母子家庭		寡婦		父子家庭	
		実件数	延回数	実件数	延回数	実件数	延回数	実件数	延回数
A市	○非常に弱い。 ○12年度5件。横ばい。	4	6	2	2	2	4	0	0
B市	○少ない。 ○13年度予算を大幅に増やしたが実績がついてこない。	159	545	158	544	1	1	0	0
C市	○少ない。 ○12年度4件9回。	3	6	3	6	0	0	0	0
D市	○実績があまりない。年度のバラツキがひどい。 ○11年度24件、延49日。12年度12件、延25日。	23	120	14	70	8	42	1	8
E市	○ニーズは高いと思われるが利用は少ない。年度により変動が大きい。 ○11年度119件、12年度114件	15	269	11	162	1	7	3	100
F市	○減っている。 ○11年度20件65回、12年度15件47回。	18	88	6	16	10	62	2	10
G市	○非常に少ない。本当はもっと需要が多いのではないか。 ○11年度85.5日。12年度63日。 ○父子の実績は毎年ない。	11	62	10	56	1	6	0	0
H市	○伸びていない。 ○12年度、実世帯11世帯、延390日。 ○父子の利用は多い。国基準の6ヵ月を超えても単独事業で2年まで対象としている。同じ世帯の定期的利用が多い。2-3世帯だが延日数が長い。	12	88	12	88	0	0	0	0
J市	○安定している。	74	238	21	59	52	176	1	3
K市	○少し増えてきている。 ○12年度10件、58.5日。父子の利用はゼロ。	10	92	7	64	2	4	1	24
L市	○伸びている。 ○11年度225日、12年度413.5日。 ○父子家庭の利用はない。所得制限がネック。 ○団体が独自事業として所得制限なしに実施している部分に父子家庭の利用が4-5件ある。	118	268	88	166	30	102	0	0
M市	○非常に多い。伸びが激しい。 ○派遣日数の制限なく対応しているから。同じ世帯の長期利用が多い。 ○父子の利用も多い。寡婦の利用はない。	79	193	55	128	5	18	19	47

3. 財政負担，予算上の制約

介護人派遣事業の予算規模・財政負担については、「実績が伸びており、予算額も決算額も非常に伸びている」というM市、「市の財政状況が厳しく他の予算がカットされているなかで前年度同額を維持しており、小さいものではないと認識している」というE市があったが、その他の10市は、「予算規模は小さい」「大きな負担ではない」という認識であった。

派遣件数や日数など、事業の執行にあたって予算上の制約があるかという質問に対しては、C市のみ「予算の縛りがある」として委託料の予算の範囲で派遣してほしいという回答であったが、その他の11市はいずれも予算上の制約はなかった（「一応予算はあるが全部まかなえるくらいの十分な予算を確保している。予算規模が足りないからなかなか動けないということはない」（D市）、「過去3年くらいの実績をみて予算を決める。しかし予算内で足りないほど実績が増えてくれば委託契約を増額して変更する。予算がないから利用できないということはありません」（K市）等）。

4. 事業実績，増減の理由

事業実績の評価（図表2）を踏まえて、実績が増減している理由として担当者から挙げられた意見を紹介する。

「減っている」「少ない」「伸びていない」など、介護人派遣事業があまり利用されていないと評価している自治体から挙げられた意見は図表3のとおりである。総じて、事業の制度内容が今日の当事者のニーズ（緊急性・即応性・長時間保育等）に合っていないという意見が出され、それらのニーズに対応できる介護人がいないので両者のマッチングが難しいという意見も多かった。当事者の今日的なニーズに合わせて派遣事由等の制度内容を改正しても、それらに対応できる介護人も同時に増やさなければ、事実上利用できる制度にはならないという介護人派遣事業の難しさが指摘されていた。

たとえばE市では、団体会員の減少にともない介護人も減少し、地域的にも偏在してきたため、市の広報で市民ボランティアとして介護人を公募するという試みを行い、平成12年度には登録介護人を倍増させている。しかし利用は増えておらず、介護人全体に行き渡るほどの仕事を提供できないのが現状であるとのことであった。なぜ介護人派遣事業の利用が少ないのかについては、事業の広報、派遣申し込み窓口、派遣手続きなどさまざまな面からの検討が必要であり、とくに利用者と介護人のマッチングの問題については、次節でみるファミリーサポート事業の事例も参考になる。

なお、「制度のPR不足」という理由は複数の自治体から挙げられたが、介護人派遣事業の予算上の制約があると回答した自治体は、PRしすぎて希望者が増えても困るという実情もあるとのことであった。

図表3 介護人派遣事業が十分に利用されていない理由（担当者の意見）

利用者への周知	○「制度のPR不足」（E市）（G市）（H市）
利用者のニーズと介護人	○「事業内容が利用者のニーズにあっていない」（E市） ○「今日・明日きて欲しいという緊急性・即時性に対応できない」（A市） ○「8時間以内というのがネック。子どもが病気になって保育所に預けられないといったとき、働きに行くのに8時間では足りない」（J市） ○「病気や夜間など介護人さん側が対応しきれないニーズのほうが多くなっている」（A市） ○「介護人は高齢の方が多く、でも相手は子どもが中心なので、夏場などは遊びについていけないという弱みがある」（F市） ○「父子家庭だと長時間みてほしいと希望がある場合、介護人はそんなにやりたくないなど、両者の事情が合わない」（B市） ○「介護人が高齢化しており、派遣できる方が見つかりづらい」（C市） ○「報酬単価が低いこと、定期的にくる仕事ではないことから、介護人の裾野が広がっていない」（F市） ○「介護人の絶対数があまりいない。生活に余裕のある方でないと行けない」（L市）
利用者の意識、他の施策の選択	○「特殊な分野という意識が利用者にあるのではないかと。高齢者のホームヘルプサービスのように抵抗感さえなくなれば利用は増えるのではないかと」（G市） ○「当事者の立場にたてば、母子家庭だけのための施策を使うより、一般的な子育て支援施策のほうを使いたいと心理的に思うのではないかと。なんとなく嫌な感じというか、みんなが使うほうがいいなど」（J市） ○「わずらわしい。もとより利用しようとは思わないのではないかと。父子の場合、人に頼むくらいなら我慢するというのがあるのではないかと」（G市） ○「利用する側の使いづらさ。無料になるためにはそれなりの手続きをしなければならぬので」（F市） ○「家に来てもらうことに対する抵抗感。働いていると家の中も整理されているわけではないから」（J市） ○「37度程度の熱だと保育所も預かってくれるし、市は病後児保育も行っている。以前と比べれば一般子育て支援策が充実してきているので、そういう施策を利用しているのではないかと」（J市）
不明	○「原因の究明ができていない。市のひとり親実態調査では、介護人派遣の必要性を強く訴える結果になっており、毎年十分な予算組みをして待っているにもかかわらず」（E市） ○「需要についてはどれほどあるのかというのも今ひとつつかめない状態ではある。必要性はあると思うが（確認できていない）」（G市）

「伸びている」「非常に多い」など、介護人派遣事業が十分に利用されていると評価している自治体では、自治体や団体の独自の取り組みや対応が聞かれた。

L市では、利用が大きく伸びたのは12年度に要綱を改正してからであり、「自立促進に必要な理由（技能修得のための通学、就職活動等）」の拡大が大きかったという。訪問介護員等養成講習会（自立促進講習会）など、介護人派遣事業の役割を活かせる事業を積極的に行っていることや、委託先である母子寡婦福祉団体の活動が活発であること、たとえば昨年ホームページを立ちあげ会員以外の当事者にもインターネットを通して周知をはじめたことなどが、介護人派遣事業の実績を増やす形で相乗効果をもたらしていると考えられる。

M市では、派遣対象とする世帯を児童扶養手当の所得制限以下（自己負担無料部分）に制限している代わりに、派遣日数の制限を設けていないことが、派遣実績が増えている理由だと考えられている。しかしこのことは市としては「問題」として認識されており、平成14年度からは「1派遣事由につき10日以内」という制限を設ける形で要綱改正を予定しているという。改正の理由は、他市に比べて事業実績の伸びが激しいため、どのような世帯が利用しているのか、利用世帯数や1世帯あたりの利用期間等を調べたところ、利用世帯が増えていたのではなく、同じ世帯が長期に継続する形で派遣日数が増えていたためという。そのような日常生活に組み込まれた利用の仕方では「自立」にはつながらないと判断し、一世帯あたり一事由あたりの日数制限を設けて、あくまで一時的な援助であるという事業の性格を

明確にするとのことであった。

介護人派遣事業の利用者が固定化していることについては、M市だけでなく、他市からも聞かれた（「だいたい固定客化する」（L市）、「父子に限らず継続利用が多い」（H市）。「飛び込みの利用はあまりない。1回利用した人が次もという感じで利用する」（E市）等）。

厚生労働省へ提出する介護人派遣事業の実績データ（実件数、延回数）では、同一世帯であっても申し込むごとに1件、派遣ごとに1回とカウントされるため、実際どれだけの世帯が制度を利用しているのかという実世帯数については、現状の実績データからは把握することができない。M市の事例は、事業実績がたとえ多くても多数の当事者が制度を利用しているわけではないという盲点であり、自治体の担当者が問題意識をもって調べないかぎりには政策の包括性を把握できなかつたという事例である。一方、長期・継続利用のニーズがあるという点を認識することも見逃すことができない点である。ひとり親世帯が全国的に増加している現在、現状の政策効果を検討するうえで、どれだけの世帯に施策が届いているかという実態把握は不可欠であり、実績データの収集・提出方法の見直しが必要であると思われる。

5. 介護人派遣事業とファミリーサポート事業

今年度の政令指定都市ヒアリングでは、ひとり親家族施策と一般施策との関係を検討するため、「介護人派遣事業とファミリーサポート事業」「ひとり親家庭医療費助成制度と乳幼児医療費助成制度」「訪問介護員等養成講習会（自立促進講習会）と女性一般の技能講習会」の関係や関連を聞いた。本報告書では介護人派遣事業と類似した機能をもつファミリーサポート事業についてとりあげる。

1) ファミリーサポート事業の実施状況、ひとり親家族の利用状況、介護人派遣事業との関連

図表4は、ファミリーサポート事業の実施状況、ひとり親家族の利用状況、介護人派遣事業との関連について、自治体のひとり親施策担当者から出された意見である。

12の政令市のうち、ファミリーサポート事業をすでに実施している自治体は9市であり、残り3市のうち2市も近い将来の実施が予定されている。ファミリーサポート事業は、子育ての援助を受けたい依頼会員と援助を提供してもよいとする援助会員がともにファミリーサポートセンターに登録し、地域における子育て支援を援助するために、センターが依頼会員と援助会員をマッチングして地域の人たちをつなげる役割を果たす。費用・報酬は1時間700円～1000円程度であり、実際のサービス提供に応じて依頼会員と援助会員が直接やりとりをしたり、センターを通して支払い・受け取りを行っている。

多くの自治体が行っている介護人派遣事業をファミリーサポート事業と比較すると、①派遣事由の要件があること、②派遣時間が半日4時間あるいは1日8時間のいずれかであること、③派遣日数の上限があること、④所得段階に応じた費用負担（応能負担）であること、等の違いがある。ひとり親世帯がファミリーサポート事業と介護人派遣事業のどちらを利用するかを選択する場合、介護人派遣事業の場合は、時間や日数の面では制約があるが、第1に、費用負担が少ないあるいは無料であること、第2に、子どもの保育や送迎といった子育て支援に限らず身の回りの世話や家事支援も含むなど対象が広いことから、介護人派遣事業のほうが利用しやすいと考えられる。しかしながら、介護人派遣事業の利用状況

図表4 ファミリーサポート事業（FS事業）について

政令指定都市	実施の有無	ひとり親家族の利用状況、介護人派遣事業との関連
A市	有	○ひとり親世帯の利用状況は把握していない。 ○ひとり親世帯にとっては選択肢が増えてきたということではないか。地域に身をおきながらという部分ではFS事業、共通の問題をもって支えあおうという部分は介護人派遣事業。使い勝手がいいから有料でもFS事業を使うという人もいるだろうし、お金がかかるのは困るという人は介護人派遣事業を使うなど。
B市	有	○ひとり親世帯の利用状況は把握していない。
C市	有	○ひとり親世帯の利用状況は把握していない。 ○FS事業と介護人派遣事業との違いは、有料か無料か、人がすぐつかまるかどうか。すぐ人がつかまるかというところではFS事業にくる。広報PRもFS事業にはかけているので周知させている。 ○介護人派遣事業はひとり親家庭のなかでも低所得者の方をカバーする形、一定の所得のある方はFS事業もという形で、おのおのでやっていく方向。
D市	有	○活動件数3294件のうち、母子世帯358件（10.9%）、父子世帯230件（7.0%）。 ○ひとり親世帯の利用率が高い。とくに父子が多い。仕事と家事が難しいということや、なかなか仕事が休めないというケースが多いようだ。利用している世帯は頻繁に使っている。 ○1日預かってもらうというケースもあると聞いている。保育所に預けられるときならいいが、急に子どもが病気になるってしまったということもあるので、1日預けるとものすごい金額になるので、FS事業のセンターにいるアドバイザーが、「こういう施策もあるけどどうか」という形で、一時保育やトワイライトなどの施策を紹介している。
E市	無 予 定 あり	○FS事業を通して、どういうニーズが多いかということを検証してみたい。母子家庭・父子家庭の利用データを支障のない範囲で蓄積して、その結果を介護人派遣事業の改善に活かしていきたい。
F市	無 予 定 あり	○FS事業が定着すればひとり親家庭はこちらを使うだろう。子どもが病気で休めないという状況がひとり親家庭にはある。FS事業がシステムとしてきちんとできていれば、急なときでもお願いでき、利用しやすい事業になる。ひとり親家庭が使いやすいものにならないとFS事業は広がっていかない。 ○長期的な観点では、FS事業を充実させて、介護人派遣事業を発展的に統合していければよい。ただし、寡婦の方を中心に介護人派遣事業は残しておく必要があるという意見も出てくるだろう。 ○機能自体としては一緒に、所得に応じて利用料に段階を設けられれば、一番使いやすい方法になる。
G市	有	○ひとり親世帯の利用状況は把握していない ○FS事業は提供会員も利用会員も増えている。本当に絶対に来てもらいときに来てもらえないと死活問題なので、こういうものが広がればよい。 ○介護人派遣事業の利用には抵抗感がある人、費用負担はそれほど気にならないという人は、FS事業を利用して、母子寡婦団体のほうが行きやすいという人は介護人派遣事業を利用すればよい。
H市	有	○ひとり親世帯の利用状況は把握していない。
J市	有	○依頼会員578人のうち、母子世帯70人（12.1%）、父子世帯3人（0.5%）。 ○ひとり親世帯が依頼会員として登録してきた場合、介護人派遣制度もあるということを紹介している。介護人派遣制度だと一定所得以下は無料。制度を知っている上でどちらの制度を利用するのか選んでもらうのが基本なので。 ○FS事業では利用会員と援助会員のマッチングをするので、どの人に子どもを託すのかわかるのが安心。コーディネータの人員費も補助の対象になっており手厚い。介護人派遣事業の園車補助は派遣回数に応じたものだけなので、マッチング機能は団体の持ち出し。 ○当事者の立場にたてば、母子家庭だけのための施策を使うより、一般的な子育て支援施策のほうを使いたいと心理的には思うのではないか。FS事業の枠内でひとり親家庭に手厚くする形にしたいが、それをする市持ち出しになる。お金が湯水のようにあれば国の補助の有無にかかわらず一番市民にとっていいサービスを構築したいと思うが、財政難のため国の補助がつくような事業をしなさいというのが自治体の基調。わざわざ2分の1もらえる介護人派遣事業を捨てて、市が単費でFS事業内でひとり親をやるというのは、現状ではできない。国が半額でも補助してくれれば喜んでそうしたい。
K市	無	
L市	有	○ひとり親世帯の利用状況は把握していない。 ○介護人派遣事業やFS事業などヘルパー的なサービスはいろんなところにある。そのあたりの交通整備はまだしていない。
M市	有	○ひとり親世帯の利用状況は把握していない。 ○介護人派遣事業では緊急性を重視している。FS事業が軌道に乗ってきて子育て支援の受け皿になるようだったら、介護人派遣事業は緊急対応の部分に限定するという形ですみわけをしたい。 ○所得段階別の料金設定や利用クーポンなどが可能になれば一本化できる可能性あり。

や事業実績はおおむね低調であり、むしろファミリーサポート事業の利用率が高いという状況がみられた。

ファミリーサポート事業を実施している9市のうち、ひとり親世帯の利用状況を把握している自治体は2市である。J市の場合、依頼会員578人のうち、ひとり親世帯は73人（母子70人、父子3人）であり、依頼会員の12.6%（母子12.1%、父子0.5%）はひとり親世帯である。またD市の場合、活動件数3294件のうち、ひとり親世帯への活動は588件（母子328件、父子230件）であり、その割合は17.9%（母子10.9%、父子7.0%）に及ぶ。現在、子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合は全国平均で5%程度であることを考えると、ひとり親世帯のファミリーサポート事業の利用率はきわめて高いといえる。もっとも、D市の場合、登録ベースではなく実際の活動ベースでの把握であるため、同じひとり親世帯が何度も利用している可能性も考えられる。しかしそうであればまさに、費用負担が重くてもファミリーサポート事業を利用せざるをえないという、ひとり親世帯がいかにも日々の生活のなかで子育て支援を求めているかという状況をあらわしているといえよう。

2) 利用しやすさ、マッチングの問題、「相互扶助」

ひとり親世帯のファミリーサポート事業の利用率が高いということは、子育て支援という意味での介護人派遣事業の目的がひとり親世帯のニーズに合致していないのではなく、介護人派遣事業を利用したくても利用できない、あるいは利用しにくい、または子育て支援というニーズが介護人派遣事業では満たされないなど、介護人派遣事業の運営上の問題を浮き彫りしている。とくに、利用者と介護人のマッチングの難しさについては多くの自治体で指摘されていたが（図表3）、依頼会員と援助会員をマッチングさせるファミリーサポート事業も同様の難しさを内包している。にもかかわらず、ファミリーサポート事業のほうは活発であるという自治体が多いことは、そこに何らかの違いがあるからである。活動できる介護人／援助会員の登録者数の多寡という量的問題もあるが、ヒアリングを通して浮かび上がったのは、実際の派遣／活動へと結びつけるマッチング機能（コーディネート機能）の差であった。

たとえばJ市の担当者から出された意見、「介護人派遣事業をこれから母子家庭の自立支援のため充実していくとあって補助単価が上がっても、マッチング機能や人件費の補填がないと実際にはうまく機能しない」という指摘は重要である。

ファミリーサポート事業の場合、地域コミュニティが希薄化しているという前提から出発した事業でもあり、もともと知らない人同士である依頼会員と援助会員をマッチングさせるコーディネートの難しさや重要性については制度運営上認識されており、コーディネータの人件費等も国庫補助の仕組みにおいて配慮されている。一方、介護人派遣事業の場合は、半日2660円、1日5320円という派遣時間に応じた介護人手当のほかは、派遣1回につき210円の諸費であり、利用希望者の申し込みを受け付け介護人の派遣へと結びつけるコーディネータの人件費や、万一の事故等に備えて加入する保険費用などは、自治体あるいは委託団体の単費であり「持ち出し」となっている。

このような事業運営を余儀なくされている背景には、介護人派遣事業は母子寡婦当事者の「相互扶助」であり、利用者も介護人も当事者団体の会員同士で「知り合い」であるということが事業発足当初から前提とされていて、コーディネートやマッチングといった問題はそもそも生じないと考えられていたのかもしれない。しかし近年、ひとり親世帯が増加し続けているなかで母子寡婦福祉団体の会員は減少している現状を考えると、派遣申し込みの受け付けから介護人を手配し派遣するコーディネート機能を委託団体の“自助努力”に委ねるだけでは、「知り合い」以外（団体会員以外）の当事者がこの制度を実質

的に利用できるかという点において限界が出てくるのは当然である。制度運営のあり方の改善を自治体や委託団体に求めるだけでなく、「相互扶助」という事業の前提を見直し、国の補助のあり方についても抜本的に再編する必要があるのではないだろうか。

もちろん、同じ立場や状況におかれた当事者（ピア）の相互扶助や相談機能は重要である。しかし、それらの機能についてはむしろ、介護人派遣事業の枠内ではなく、別途、他の施策や活動で支援すべきである。なぜなら、介護人派遣事業で「育児支援・家事支援」といった直接的な機能だけでなく「当事者相談」という機能も期待するという目的は、現状ではいずれも十分に満たされない危険性があるからである。介護人派遣事業を母子寡婦福祉団体に委託する理由として多くの自治体が挙げたのは、まさにこの両機能を期待するからであったが、母子寡婦福祉団体調査の結果からもわかるように、団体会員の減少にともなう介護人の減少や介護人の高齢化は、介護人派遣事業の本来の目的である育児支援や家事支援といった実質的なサービス提供に支障をきたしはじめているだけでなく、当該サービスを最も求めている若いひとり親世帯に対して介護人が「当事者」として相談にのることができるかという問題も想定される。実質的なサービス提供と相談機能を分離し、育児支援や家事支援といったサービスが必要なときには必ず介護人が派遣されるという体制を整えること、および、当事者相談という機能は別途、世代や年齢、子どもの状況、ひとり親世帯になった理由などに配慮しながら、きめこまかく実施する体制を整えることが必要である。

3) 制度目的の明確化、目的にそくしたシステムの構築

介護人派遣事業とファミリーサポート事業の両方を実施している自治体では、ひとり親世帯の利用にあたって、一般的に次のような整理が行われていた。

介護人派遣事業は、親や子どもの病気や事故、技能習得のための講習会など、一時的に保育や家事等のサービスが必要になったときに介護人を派遣するものであり、臨時、短期、単発のサービスである。毎日の保育園の送り迎えや残業で遅くなるため恒常的に子どもをみてもらうなど、長期、継続的な利用は介護人派遣事業では認めておらず、それはファミリーサポート事業の役割として、両事業の役割や目的が整理されている（図表4）。

しかし両事業の実施体制や仕組みをみると2つの意味において逆転現象が生じていた。第1に、介護人派遣事業は、病気や事故などに代表される臨時、短期、一時的なサービスでありながら、数日前までに利用申し込みが必要であるなど緊急時の依頼に対応できないことであり、即応性・緊急性に欠けることである（図表3、図表4）。むしろファミリーサポート事業のほうが、今日すぐにお願ひすることのできる援助会員を紹介するなどのコーディネート機能は充実している。第2に、短期・臨時的なサービスである介護人派遣事業は無料あるいは低廉な費用で利用できるにもかかわらず、長期・継続的なサービスであるファミリーサポート事業では1時間700円といった費用負担が大きいことである。すなわち、ひとり親世帯にとって、①子どもが急に病気になったとき（緊急利用）、②仕事のため毎日保育園の迎えに間に合わない（長期継続利用）などに対応してくれるサポートが必要であるにもかかわらず、現行の介護人派遣制度では、①の緊急利用にも②の長期継続利用にも対応してもらえない。結果的に、①②いずれの場合にも一般世帯と同じファミリーサポート事業を利用する場合（ひとり親世帯の利用率は高い）、費用負担はかなりの金額になるという、一種のパラドックスが生じている。

ファミリーサポート事業はひとり親世帯のための福祉施策ではないため、両事業を同じ条件において比較することは適切ではない。しかしながら、1975年度に介護人派遣事業が発足してから20年以上た

った今日、ひとり親世帯のおかれた状況は大きく変化しており、また、他の子育て支援サービスや一般施策の実施状況も当時と比べて大きく異なっている。限られた財源のもとでいかに効果的な施策を実施していくかについては、現行制度の目的や役割を常に見直す必要があり、齟齬や重複があった場合には制度間調整が図られるべきである。

少なくとも介護人派遣事業は今一度その目的を整理し明確にする必要がある。これまでどおり臨時・短期・一時的な利用を想定していく場合は、緊急時の電話でも必ず派遣できるシステムを構築することが必要であり、もしくは、長期・継続的な利用を想定した事業として、目的や体制を組み替えることも考えられよう。あるいは、ひとり親世帯がファミリーサポート事業を利用する場合に費用負担の軽減やバウチャーなどの助成があれば、育児支援部分は介護人派遣事業から切り離し、現行の登録介護人で対応しやすい寡婦の話し相手や生きがい事業として、介護人派遣事業の目的を再編することも可能である（しかしこの場合も介護保険制度や自治体の老人保健サービスとの調整が不可欠である）。いずれにせよ、「臨時・短期・緊急利用か、長期・継続・恒常的利用か」「育児支援か家事支援か、あるいは相談機能か」等、事業の目的を明確にしたうえで、その目的が達成されうるシステムを整えることが必要である。

6. 介護人派遣事業の利用のしやすさ、窓口・運営の多元化、利用者選択

最後に、介護人派遣事業の利用のしやすさという意味において、興味深い運営を行っていた自治体の事例を2つ紹介する。

まず、申し込み窓口の問題についてである。介護人派遣の申し込みは、市役所や区役所といった行政窓口でも受け付けているという自治体もあったが、多くの場合、委託先である母子寡婦福祉団体に申し込む体制をとっていた。行政窓口で受付をしている自治体も、申し込みを受けたあとはすぐに委託団体に対応を委ね、介護人の選定や実際の派遣についてはすべて団体が行っていた。それに対して、K市の場合は、受付窓口だけでなく介護人の選定や実際の派遣部分も団体と行政の両者が担っており、市が団体を通さずに派遣することもあれば、団体が市を通さずに派遣することもあるという体制をとっていた。事業実績としてK市の担当者は「少し増えてきている」と評価していたが、団体窓口と行政窓口のどちらが多いかを聞いたところ、ほとんどが行政窓口を通したものであるとのことであった。

窓口の問題がどの程度事業実績につながっているかについては慎重に検討する必要があるが、少なくとも、幅広い当事者が利用しやすいような窓口体制が整っていることが望まれる。たとえば、母子寡婦福祉団体でしか申し込みを受け付けていないような場合、父子世帯が申し込みたいと思ったとき、何らかのためらいやとまどいがあるかもしれないということも配慮する必要があるだろう。なかには、地区の母子寡婦福祉団体の支部長が窓口になっている場合もあるが、会員以外の当事者にとって利用を申し込むことへのハードルが高いかどうかの検討を要するだろう。行政サービスである以上、委託団体の事務局や母子福祉センターといった窓口だけでなく、市役所や区役所といった行政窓口でも受け付けることは最低限必要であると思われる。

もうひとつは、利用者の選択性の問題についてである。ほとんどの自治体が市の母子寡婦福祉団体に事業委託をしているなかで、唯一、H市のみは、市の社会福祉協議会に委託していた。その理由は、受け皿となる市の母子寡婦福祉団体が存在しないからという消極的なものであったが（図表1）、社会福祉

協議会に委託していたことで、これからの事業のあり方について示唆的な話を聞くことができた。

H市の母子家庭等介護人派遣事業は、高齢者福祉や障害者福祉の措置制度の一環として社協に委託して行っていた高齢者・障害者対象の介護人派遣事業のなかにひとり親世帯も対象とする形で実施していた。2000年の介護保険制度の施行にともない高齢者は派遣対象から外れ、現在は障害者世帯とひとり親世帯が対象となっている。しかし、障害者福祉も措置制度から外れることになるため、目下の課題は、新しい支援制度にふさわしい形で、利用者のサービス選択の幅を広げることだという。具体的には、委託先を社協1本に絞っていた体制をあらため、介護保険事業者をはじめとした民間事業者にサービス提供主体を拡大することが検討されていた。実現した場合は、ひとり親世帯も自動的に介護人派遣の事業者を選べることになる。

H市の場合、ひとり親世帯に対する介護人派遣事業が高齢者や障害者と一緒に扱われていたからこそ、「福祉供給主体の多元化」や「サービスの質と効率性の向上」という近年の社会福祉基礎構造改革の動きを直視し、「利用者の選択性の尊重」という新しい福祉の課題が俎上にあがっていた。しかし他の自治体ではこのような課題はとくに認識されておらず、これからも母子寡婦福祉団体に委託していくという形で、委託先の拡大や変更は検討されていなかった。高齢者福祉や障害者福祉の分野で認められつつある「利用者本位・利用者選択」という価値や理念が、ひとり親福祉の分野ではなぜ認められないのか、国や自治体にはその合理的な説明が求められよう。

第IV章 考察

本研究は、ひとり親家族の自立支援施策の実態と政策効果を検証し、ひとり親家族施策の再編成の方向性を探ることを目的として実施したものである。研究内容としては、自治体・当事者組織・当事者の三者に対する実証的なアプローチとして量的調査・質的調査を行い、それぞれの観点を総合させた実態把握と政策分析を行う3年計画を策定している。

今年度は、母子寡婦福祉団体と政令指定都市を対象に調査を行った。第一の母子寡婦福祉団体調査は、当事者団体の実態と自治体との連携のあり方を探ることを目的として実施したものである。平成12年度に我々が実施した自治体調査において、国のひとり親家族施策の多くは各自治体で母子寡婦福祉団体への委託という形態で実施されていることが明らかとなったことから、自治体調査ではわからなかった施策の実施段階での課題や問題点を探ることも目的とした。第二の政令指定都市調査は、平成12年度に行った自治体調査をさらに詳しく検証するために、政令指定都市を対象を絞り、ひとり親福祉施策担当者に対してヒアリングを行ったものである。その目的は、①地域的特性にそくした施策の動向をさらに詳しく明らかにすること、②子育て支援策一般とひとり親家族の独自施策との関連や整合性を検討すること、③自治体の政策担当者が捉えている課題及び担当者の意見を検証すること、④政策主体からみた現代のひとり親家族の生活問題を捉えること、といった点にある。とりわけ、自治体間における施策の実施状況や事業実績の格差の原因を探り、現行施策の課題や運用上の問題点を明らかにすることを主眼とした。このような調査結果から得られた知見は、以下のような点である。

【母子寡婦福祉団体調査】

都道府県および政令指定都市の母子寡婦福祉団体を対象とした調査結果から明らかにされた点の幾つかを整理すると、以下のようになる。

第一に、各団体において、委託事業および独自事業・活動が多様な形で展開されているということである。団体が委託を受けている事業についてみると、母子家庭等介護人派遣事業が最も多く9割弱の団体が受託していた。ついで5割前後の団体が、母子家庭等指導講座事

業、特別相談事業、母子家庭等電話相談事業、訪問介護員等養成講習会などを受託しているという結果であり、団体は国事業の実施機関として重要な役割を担っていることがわかった。

第二に、事務局体制の強化の必要性を指摘する意見がみられたことである。本調査で把握された団体の事務局体制についてみると、1団体平均の職員数は3.2人であった。雇用形態では「事務局長・事務長」では常勤が9割強、「事務局次長・部長」は全て常勤であるのに対し、「事務職員・職員・主任等」では常勤が約8割と低くなっている。また、役職者の属性をみると、「事務局長・事務長」では8割弱が公務員退職者である一方、「事務局員・職員・主任等」では「母子寡婦の当事者」が4割強であり、「公務員退職者」はごくわずかである。自由回答のなかでは、①事務局体制強化のため、②母子家庭の就労の場として活用するため、③事業を充実させるため、等の理由から人件費等の財源の支援を望む意見があげられていた。

第三に、団体の財政基盤が厳しい現況にあり、何らかの対策を講じる必要があるということである。本調査では、団体の財政基盤について、「会費・補助金・委託費等・事業収入・寄付金・その他」といった費目ごとに近年の動向を把握したが、いずれの費目も「減っている」と回答した団体が過半数を超えていた。とりわけ「事業収入」については8割強が減少しているという回答であった。多くの団体では売店の運営、自動販売機の設置、物資販売などにより財源の確保に力を注いでいるが、近年の売り上げが「減っている」という回答は売店では大半であり、自動販売機は5割弱、物資販売は8割と厳しい現状が明らかとなった。自由回答では、自治体等からの助成金や委託事業費の減少や削減、会員数減少による会費収入の減少、不況や市場での競合による事業収入の減少などについて意見が寄せられており、対策を講じる必要性が明らかとなった。なお、団体の財政状況の厳しさについては、単位団体においても同様の声があげられている。

第四に、会員以外のひとり親家族への事業の利用促進について検討を要するということである。たとえば、訪問介護員等養成講習会についてみると、同事業の利用者の内訳を「会員・非会員別」に把握している団体は約6割であり、利用者に占める団体会員の比率は平均すると6割強であった。また、母子家庭等介護人派遣事業を実施している団体のうち6割強が利用登録を必要としており、この利用登録世帯のうち会員の割合を把握している団体の回答をみると、会員割合は2割から10割と幅があり、平均すると6割であった。このように、両事

業とも総じて会員が利用している割合のほうが高い傾向があるといえるが、会員以外のひとり親家族にどう制度を周知し、かつ利用しやすくしていくのか、また魅力ある事業内容にしていくのか、という点からの検討が必要であろう。そこで、広報の現状についてみると、両事業とも団体発行のニュース等に掲載している比率が最も高く、市区町村の広報に掲載している割合は4～5割と低くなっている。自治体で実施しているひとり親家族の実態調査においては母子寡婦福祉団体を知っている割合がそう高くないという結果もみられており、政策主体としての自治体が広報のイニシアティブやコーディネートを担うことが必要であろう。

第五に、会員の動向については、把握できるデータが限定されおり、十分な検証は難しいということである。すなわち、本調査では、会員の動向をどの程度把握しているかどうかを尋ねたが、「世帯類型別」を把握している団体が6割程度、「親の年齢別」は1割程度であり、「理由別（死別・生別等）」を把握している団体は1団体のみ、「子の年齢別」は皆無であった。また、会員対象の実態調査を実施しているかどうかという点では、実施している団体は約4割であった。このように、会員の動向の把握が十分になされていないため、調査結果から会員の实態を検証することは困難であった。団体として会員のプライバシーに配慮するという側面から制約があること、また、事務局体制や財政上から独自の調査実施が困難であることなどが推察されるが、会員のニーズに沿った活動方針をたてるうえでも、実態把握の工夫が望まれるところである。とりわけ、子どもの年齢別動向の把握は皆無であったが、「子どもの福祉ニーズ」という観点から団体のあり方を検証していくうえでも、子どもの状況を把握することは必要であろう。なお、世帯類型別内訳を把握している団体の回答からその傾向をみると、母子世帯会員は平均1,550世帯、寡婦世帯会員は平均3,649世帯、父子世帯会員は平均356世帯であった。寡婦世帯は母子世帯の倍以上の会員数であることがわかる。また、親の年齢別内訳を把握している団体の回答からその傾向をみると、60・70・80代以上の会員数が5割以上占めている団体もみられ、高齢化が進んでいることが明らかとなった。

（なお、会員の動向把握については、単位団体ではやや高い割合で把握されている。）

第六に、会員数が全体として減少傾向にあり、会員の加入促進、とりわけ母子世帯の加入を推進したいという意向をもっている団体が多くみられるということである。本調査では過去5年間の動向を把握したが、減少傾向にあるという団体が約9割を占め、大半であった。

なかでも「かなり減っている」という回答が6割を占めている。政令指定都市へのヒアリングでは、減少の背景として会員の高齢化の一方で、比較的若年の母子世帯がなかなか定着しないという問題が聞かれた。そこで母子部の状況についてみると、本調査において母子部を設置している団体は約6割であった。母子部を現在もっていない団体のうち「必要性は感じるが組織化は難しい」という回答が約35%あり、団体としても苦慮していることがうかがえる。自由回答のなかには、「会員数の減少、会員の高齢化が顕著であり、会の存続も危うい状況になりつつある」といった危機意識をもった記述もみられた。ひとり親家族数は増加傾向にあるなかで、なぜ会員の減少傾向がみられのかを検証していくことが必要であろう。また、団体の活動方針の決定過程に母子部会員が実質的に関与できるかどうかという点から既存の母子部の活性化を図っていく方策を検討することもできよう。

【政令指定都市調査】

政令指定都市調査は、平成12年度の自治体調査で明らかとなった課題をさらに詳しく検証するために、政令指定都市を対象を絞って実施したものである。研究員が各政令指定都市のひとり親施策担当課を訪問し、事前に用意したヒアリング項目に沿って面接インタビュー方式で実施した。主な項目は、□事業委託の現状と課題、□ひとり親施策の位置づけ、□ひとり親施策と関連施策との関係、□ひとり親施策の今後と自治体の動向の4点である。

本報告書では、母子寡婦福祉団体調査との関連を踏まえ、①③のなかでもとくに介護人派遣事業に関する項目を中心にとりあげたが、②④を含めた全体の概要は以下のとおりである。

ひとり親施策の多くを事業委託という形で実施していることについては、各市においては今後とも委託による実施という方向であった。そのあり方としては、母子寡婦福祉団体に多くの事業を委託し、団体を中核にひとり親施策を包括的に展開していこうとする自治体がある一方、各事業の目的や対象に応じて、効果的な団体に委託していこうとする自治体もあった。本報告書でとりあげた介護人派遣事業については、当事者の相互扶助という意味において母子寡婦福祉団体が効果的であると考えられていた。自治体と母子寡婦福祉団体との交流や連携の状況については、自治体によって違いがあった。

自治体におけるひとり親施策の位置づけについては、行政計画上の位置づけと行政組織上の位置づけを中心に聞いた。行政計画上では、子育て支援計画でも女性政策でもひとり親施策は事業項目が掲載されている程度であり、計画上の位置づけに関して特筆すべき点は見うけられなかった。また、行政組織においても、担当課名が近年変更した市があったが、主管業務の追加・組み替えによるものであり、ひとり親施策の位置づけに及ぶものではなかった。

ひとり親施策と関連施策については、介護人派遣事業とファミリーサポート事業、ひとり親医療費助成と乳幼児医療費助成、母子家庭等自立促進講習会と女性一般対象の技能講習会等の関連を聞いた。介護人派遣事業とファミリーサポート事業、ひとり親医療費助成と乳幼児医療費助成については、各事業の対象や内容、財源の相違等から、おおむね今後も両事業をそれぞれ推進していくという方向であった。自立促進講習会と一般の技能講習会については、現在の実施状況にばらつきがあり、今後の方向性も明らかではなかった。

ひとり親施策の今後については、国の動向を踏まえた自治体の対応を聞いた。国が提起している見直しの方向性については、理解できるとする意見がある一方、遅すぎるという意見や方向性に疑問があるという意見もあった。母子世帯の母の雇用情勢については、いずれの自治体でも厳しい状況と認識されていた。有効な雇用促進策も見出されていない状況にあり、今後の政策動向によっては母子寡婦福祉貸付金や生活保護への影響が懸念されていた。

次に、本報告書で中心としてとりあげた介護人派遣事業に関する考察をまとめる。

同事業についてはすべての政令指定都市が委託事業として実施している。委託先は、市の母子寡婦福祉団体が存在しない1市以外はすべて母子寡婦福祉団体である。母子寡婦福祉団体に委託している理由は、当事者の相互扶助による相談機能、介護人手当の存在、団体の育成などがあげられていた。しかしながら、利用状況や事業実績は総じて低調であり、同事業による相談ニーズへの疑問、対応できる介護人の少なさなども指摘された。

介護人派遣事業があまり利用されておらず、事業実績が少ないと評価していた自治体では、その原因として、事業の制度内容が今日の当事者のニーズに適合していないという意見が出された。具体的には、緊急時への対応、即応性のある対応、長時間保育への対応な

どの必要性が指摘された。加えて、それらニーズに対応できる介護人がいないので両者のマッチングが難しいという意見や、事業の広報、派遣申し込み窓口、派遣手続きのあり方について、改善が必要である点も指摘された。一方、事業実績が多く利用が伸びていると評価している自治体では、自治体や委託団体の独自の工夫や取り組みが聞かれた。

多くの自治体から困難であると指摘されていた利用者と介護人のマッチングの問題については、ファミリーサポート事業との比較から示唆が得られた。調査時点では、12の政令指定都市のうち9市がすでにファミリーサポート事業を実施していた。そのうち、ひとり親世帯の利用を把握した自治体は2市であったが、いずれも、ひとり親世帯の利用割合が高かった。2市の事業がとくにひとり親世帯に配慮しているわけではないことから、統計をとっていない自治体でも同様の状況にある可能性が考えられる。

ファミリーサポート事業においてひとり親世帯の利用率が高いということは、子育て支援という意味での介護人派遣事業の目的がひとり親世帯のニーズに合致していないのではなく、介護人派遣事業を利用したくても利用できない、あるいは利用しにくい、または子育て支援というニーズが介護人派遣事業では満たされないなど、多くの改善すべき課題があることが示唆された。この点について自治体担当者から指摘されたのは、利用者（利用会員）と介護人（援助会員）をマッチングして実際の派遣（活動）へと結びつける、コーディネート機能の重要性であった。もともと地域コミュニティが希薄化しているという認識から出発したファミリーサポート事業とは異なり、母子寡婦福祉団体の会員同士の相互扶助から発展した介護人派遣事業は、コーディネート機能を支える仕組みが存在しない。制度運営のあり方の改善を自治体や委託団体に求めるだけでなく、相互扶助という事業前提を見直し、現在のひとり親家族がおかれている実態にみあった国庫補助事業のあり方を指摘する必要性が聞かれた。

以上のような諸点から提言をまとめる。

第一に、事業運営の方法、委託先の選択、事業委託の効果などを、各自治体はあらためて検証する必要がある。多くの自治体では、これまでの事業のやり方や自治体と団体との関係を踏まえて委託を続けていた。そのこと自体は否定すべきものではないが、現在の利用者のニーズからかけはなれた事業運営もみられた。予算規模が比較的小さく、自治体の

財政負担も大きくないこともあってか、同事業のあり方や政策効果について詳細に検証されているわけではなく、いわば漫然とした形で団体委託が続いている実態もみられた。自治体の直営方式にとどまらず、新しい委託方法の開発は可能であり、社会福祉基礎構造改革の方向をふまえれば、利用者による事業者選択を可能とする体制を検討する必要がある。

第二に、事業に関するデータ収集方法を見直し、全国で統一した統計を整備し精緻化していくことが必要である。現行では介護人派遣事業の実績データは、申し込み件数や派遣回数で処理されているため、多数の世帯が利用しているのか特定世帯が継続利用しているのかなど、政策の包括性を把握することができない。また、利用者登録世帯数や登録介護人数の把握方法についても、毎年その意思を確認したうえで登録し直しているところもあれば長年同じデータを使用しているところもあるなど、自治体により違いがある。また介護人派遣事業にとどまらず、類似した機能をもつファミリーサポート事業についても統計を整備することは有意義である。どのような世帯がどのような時間帯にどのような理由でサポートを求めているかを把握することができれば、介護人派遣事業の運営改善に活かすことができる。まずは正確な実態把握が必要である。

第三に、事業目的の明確化とそれを可能とする実施体制の構築である。たとえば介護人派遣事業は、多くの自治体では臨時・短期・一時的なサービスとして想定されながら実際の事業のシステムでは緊急性や即応性に欠けており、長期・恒常的・継続ニーズを満たすためにひとり親家族がファミリーサポート事業を利用すれば、長期であるがゆえに費用負担が大きくなるといった矛盾が生じている。事業目的や想定される利用者像を検証したうえで、臨時・短期・一時的なサービスとして設定する場合は、緊急時の電話でも必ず派遣できる体制が必要である。「臨時・短期・緊急利用か、長期・継続・恒常的利用か」「育児支援か家事支援か、あるいは当事者相談機能か」等、事業の目的を明確にしたうえで、その目的が達成されうるシステムを整える必要がある。

第四に、ひとり親家族の福祉ニーズについて「包括できるもの」と「個別性があるもの」とに峻別し、「母子」「寡婦」「父子」、「死別」「離別」「別居」「非婚」といった個別性があるものについては、各層にきめこまかな政策展開をすることが必要である。同じ離別母子世帯でも20代と50代とでは子どもの年齢や雇用機会も異なっており、必要な相談機能や

政策対応にも違いがある。母子寡婦当事者が介護人になることによって、介護人派遣事業に当事者相談機能を期待している自治体も多いが、その必要性や効果は確認されておらず、むしろ介護人が限定されることで実質的なサービス提供にも支障をきたしている。実質的なサービス提供と相談機能を分離し、育児支援や家事支援といったサービスが必要なときには必ず介護人が派遣されるという体制を整えること、および、当事者相談という機能は別途、世代や年齢、子どもの状況、ひとり親世帯になった理由などに配慮しながら、きめこまかく実施する体制を整えることが必要である。

第五に、自治体のひとり親施策に関するインターネット上での情報提供や情報公開、電子メール相談の受付など、現代的な変化に適応したシステムの構築も必要である。苦情申し立てシステムや第三者評価の導入など、利用者の声を直接反映させていく体制も、他の福祉施策と同様、当然に求められるだろう。また、事業の名称についても「介護人」「指導講座」といった文言はなじみにくいものでもあり、現代の利用者のニーズに見合ったものに改変することが求められる。

【今後の課題】

これらの調査結果をもとに、今後は、①政策効果の検証、事業実績と委託事業の具体的レベルでの検証、委託方法の開発および多元化の検討、②当事者の生活課題・政策ニーズの把握、③他事業との関連・整合性の検討および施策へのアクセスの保障、④父子世帯の福祉ニーズ、若年母子世帯の福祉ニーズなど、ひとり親世帯の多様性に対応する事業展開の検討などを更に深めていくことが課題である。

資料 使用した調査票（単純集計結果）

平成13年度厚生科学研究費補助事業

「母子寡婦福祉団体とひとり親世帯の福祉施策に関する調査」

都道府県・政令指定都市団体用 A 票（総括編）

<ご記入にあたってのお願い>

1. 特に指定のない限り、平成14年2月1日現在（平成13年度）の状況についてお答えください。
2. ご回答にあたっては、それぞれの質問の内容にしたがって、あてはまる番号に○をつけたり、また、文字や数字を記入してください。
3. あわせてB票（活動編）へのご回答もお願い致します。
4. ご回答いただいた調査票（A票、B票とも）は、返信用封筒にて、

平成14年2月25日（月）までに

ご投函くださいますようお願いいたします。

5. 調査票の内容、記入方法についてのお問い合わせは、下記までお願い致します。

「母子寡婦福祉団体とひとり親世帯の福祉施策に関する調査」事務局

社団法人 新情報センター

東京都渋谷区恵比寿1-13-6 恵比寿ISビル4F

電話 03(3473)5231

担当：高 島

■貴団体の会員についてうかがいます。

問1 貴団体の会員は何世帯ですか。下部組織や単位団体の会員を含めた総数でお答えください。

世帯

問2 貴団体の会員について、「母子世帯」「寡婦世帯」「父子世帯」「その他」の世帯別の内訳を把握していますか。

1 把握している 2 把握していない → 問3へ進んでください

把握している場合、世帯数をご記入ください。不明の箇所は斜線を引いてください。

母子 世帯 寡婦 世帯 父子 世帯 その他 世帯

※何年何月時点の数字ですか。 → (西暦) 年 月現在

SQ1 問2で回答したそれぞれの世帯類型について「死別」「生別」「その他」の内訳を把握していますか。

1 把握している 2 把握していない → 問3へ進んでください

把握している場合、世帯数をご記入ください。不明の箇所は斜線を引いてください。

	母子世帯	寡婦世帯	父子世帯
死別	<input type="text"/> 世帯	<input type="text"/> 世帯	<input type="text"/> 世帯
生別	うち離婚 <input type="text"/> 世帯	うち離婚 <input type="text"/> 世帯	うち離婚 <input type="text"/> 世帯
	未婚 <input type="text"/> 世帯	未婚 <input type="text"/> 世帯	未婚 <input type="text"/> 世帯
	その他 <input type="text"/> 世帯	その他 <input type="text"/> 世帯	その他 <input type="text"/> 世帯
その他	<input type="text"/> 世帯	<input type="text"/> 世帯	<input type="text"/> 世帯

※何年何月時点の数字ですか。 → 年 月現在

問3 貴団体の会員について、親の年齢別の内訳を把握していますか。

1 把握している 2 把握していない → 問4へ進んでください

把握している場合、世帯数をご記入ください。不明の箇所は斜線を引いてください。

10代 <input type="text"/> 世帯	40代 <input type="text"/> 世帯	70代 <input type="text"/> 世帯	計 <input type="text"/> 世帯
20代 <input type="text"/> 世帯	50代 <input type="text"/> 世帯	80代以上 <input type="text"/> 世帯	
30代 <input type="text"/> 世帯	60代 <input type="text"/> 世帯		

※何年何月時点の数字ですか。 → 年 月現在

問4 貴団体の会員について、子どもの学齢別の内訳を把握していますか。

1 把握している 2 把握していない → 問5へ進んでください

把握している場合、子どもの人数をご記入ください。不明の箇所は斜線を引いてください。

乳幼児 <input type="text"/> 名	小学生 <input type="text"/> 名	中学生 <input type="text"/> 名	計 <input type="text"/> 名
高校生・15~18歳 <input type="text"/> 名	18歳以上 <input type="text"/> 名		

※何年何月時点の数字ですか。 → 年 月現在